

設計業務等委託契約書例文の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">設計業務等委託契約書</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条～第33条 [略] (前金払)</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3.5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>この場合、前払金に1千円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第35条～第58条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">設計業務等委託契約書</p> <p>第1条 [略] <u>(個人情報の保護)</u></p> <p><u>第1条の2 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(注) 個人情報を取扱う委託契約の場合は「個人情報取扱事務等の委託基準(令和5年2月9日付け総務第235号)」別記「個人情報取扱特記事項」を契約書に添付するものとし、個人情報を扱わない場合には、この条を削除する。</u></p> <p>第2条～第33条 [略] (前金払)</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3.5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>この場合、前払金に1千円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第35条～第58条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	